四街道市社会教育委員公募委員募集要項

市民の社会教育の振興を図るため、社会教育法第１５条第１項の規定に基づき、四街道市社会教育委員を設置しています。社会教育に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項について調査及び審議をしていただく社会教育委員を以下のとおり募集します。

１　応募要件

市内在住で、任期中に開催する会議に出席できる人。

※公募委員が兼職できる審議会等の数は２を限度としています。また、本審議会の委員となることができるのは通算６年までです。

２　募集人数

３人

３　任期

令和９年６月１日～令和１１年５月３１日（２年間）

４　活動内容

会議は原則として平日の日中、２時間程度開催し、年３回程度を予定しています。また、千葉県や印旛郡で行われる社会教育関係大会等にご参加お願いします。

５　報酬

市特別職職員の報酬に関する条例の規定により、委員報酬をお支払いします。このほか費用弁償（交通費）をお支払いします。

６　募集期間

令和８年１２月１日（火）～令和８年１２月２８日（月）

※期日厳守。郵送の場合は令和８年１２月２８日（月）必着

７　提出書類

①応募用紙（別紙１）・・・市役所総合案内、図書館、公民館（四街道・千代田・旭）、社会教育課にて配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

②レポート

社会教育の範疇は広いです。そこで、あなたが興味のある分野（社会教育事業や社会教育施策等）における「四街道市の社会教育のあり方について」をテーマに、応募用レポート用紙（別紙２）または、任意のＡ４サイズの用紙１ページに８００字程度であなたの考えをまとめてください。また、任意の様式を利用する場合は「テーマ」及び「氏名」を必ず記載してください。

※上記の内容に不備がある場合は、受け付けられません。

８　提出方法

①直接持参・・・市役所本館２号棟３階社会教育課　まで

②郵送・・・・・〒284-8555　四街道市鹿渡無番地　社会教育課　あて

③電子メール・・yshakai@city.yotsukaido.chiba.jp　あて

９　選考方法

提出いただいた書類を基に、公募委員選考委員会において、次の基準に従い選考を行います。なお、選考結果については、本人宛て文書にて通知します。

１）レポート審査

応募者より提出されたレポートについて、次の審査基準に基づき、計２０点満点で採点します。（６割以上を合格点とします。）

【審査基準…（　）内は配点】

①　参加への意欲・熱意があるか（５点）

②　選択した分野が本市の社会教育について述べられているか（５点）

③　現状を踏まえた意見が述べられているか（５点）

④　レポート課題に対して、わかりやすい論述ができているか（５点）

２）総合評価

公募委員選考委員会において、上記レポート審査による合格点以上の者について、本市における委員兼職状況、市政への関与・市民活動等の経験、地域性、男女比率、年齢層等を基に総合的に判断し、公募委員として選考します。

10　注意事項

１）提出書類に虚偽が認められた場合は、委員就任後であっても委嘱を取り消す場合があります。

２）受領した書類は返却いたしません。

11　問い合わせ先

四街道市教育委員会社会教育課

電話：043-424-8927（平日9時00分から16時30分まで）